

議案第35号 損害賠償の額の決定について

資料2 道路の点検状況

1 市民からの通報対応について

市民の方からメール、電話、ファクシミリ、ライン等を通じて各種連絡を受けた場合、現場を確認の上、道路補修について対応を行っています。

2 市内の道路点検について

(1) 概要

市道のアスファルト剥離箇所、カーブミラーやガードレールの損傷箇所等の確認のため、南部市街地については幹線道路と生活道路10地区（武庫川左岸6地区、右岸4地区）及び北部西谷地区に分け、職員による道路パトロールを実施しています。

(2) 体制

南部市街地の幹線道路及び生活道路については、2名1組の5班体制で月1回道路管理課職員によるパトロールを実施しています。北部西谷地区については、北部整備課職員により適宜パトロールを実施しています。

(3) 対応状況

その場で対応可能なアスファルトの剥離等については即時補修対応しています。その他その場で対応できない案件については、各担当に引継ぎ対応しています。